

議案第128号

上越市空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例の一部改正について

上越市空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年12月4日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例の一部を改正する条例

上越市空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例（平成27年上越市条例第113号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 市の区域内に存する建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- (2) 特定空き家等 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等をいう。
- (3) 管理不全空き家等 空き家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空き家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空き家等をいう。

第3条、第5条及び第6条中「特定空き家等」の次に「又は管理不全空き家等」を加える。

第7条第1項中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条第2項第6号中「第9条」を「第9条第1項」に、「第10条」を「第10条第1項」に、「第12条第1項若しくは第2項」を「第12条第1項、第2項若しくは第4項」に改め、同項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 管理不全空き家等に対する措置（第9条第2項の規定による指導又は第10条第2項の規定による勧告をいう。）その他管理不全空き家等への対処に関する事項

第8条の見出し中「特定空き家等」の次に「又は管理不全空き家等」を加え、同条第1項中「又は特定空き家等」の次に「若しくは管理不全空き家等」を、「現に特定空き家等」の次に「又は管理不全空き家等」を、「、特定空き家等」の次に「又は管理不全空き家等」を加え、同条第2項中「聴くことができる」を「聴くものとする」に改める。

第9条に次の1項を加える。

- 2 市長は、前条第1項の規定により認定した管理不全空き家等の所有者等に対し、法第6条第1項に規定する基本指針（同条第2項第3号に掲げる事項に係る部分に限る。）に即し、当該管理不全空き家等が特定空き家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導をすることができる。

第10条中「前条」を「前条第1項」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 市長は、前条第2項の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空き家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空き家等に該当することとなるおそれが大きいと認めるときは、当該指導をした者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全空き家等が特定空き家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告することができる。
- 3 市長は、前2項の規定により勧告をしようとするときは、あらかじめ上越市空き家等対策協議会の意見を聴くものとする。

第11条第1項中「前条」を「前条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 7 市長は、第1項の規定により勧告に係る措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ上越市空き家等対策協議会の意見を聴くものとする。

第12条第2項中「命ぜられるべき者」の次に「（以下「命令対象者」という。）」を加え、「第9条」を「第9条第1項」に、「第10条」を「第10条第1項」に、「その者」を「当該命令対象者」に、「委任した者に」を「委任した者（以下「措置実施者」という。）にその措置を」に、「おいては、相当の期限を定めて、」を「おいて、市長は、その定めた期限内に命令対象者において」に、「その命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき」を「措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する」に改め、同条に次の3項を加える。

- 4 市長は、災害その他非常の場合において、特定空き家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空き家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認める場合で、前条の規定により当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、同条及び前3項の規定にかかわらず、当該特定空き家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わ

せることができる。

5 市長は、前項の代執行をしたときは、上越市空き家等対策協議会に報告しなければならない。

6 第2項及び第4項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用する。

第15条第2項中「所有者等に」の次に「あらかじめ」を加え、「公告」を「公告。以下この項において同じ。」に、「しなければならない」を「するものとする」に、「この限りでない」を「同項の措置を講じた後に通知するものとする」に改める。

第22条第2号及び第3号中「特定空き家等」の次に「又は管理不全空き家等」を加え、同条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 第10条第1項の規定による特定空き家等に係る勧告及び同条第2項の規定による管理不全空き家等に係る勧告について、同条第3項の規定により意見を述べること。

(5) 第11条第1項の規定による特定空き家等に係る命令について、同条第7項の規定により意見を述べること。

第26条第2項中「地方公共団体の長」の次に「、空き家等に工作物を設置している者」を加える。

第27条第2項中「第9条、第10条」を「第9条第1項、第10条第1項」に、「当該職員又は」を「空き家等の所有者等に対し、当該空き家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくは」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。